

# 「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定」について

平成25年4月  
建築住宅課

## 1 目的

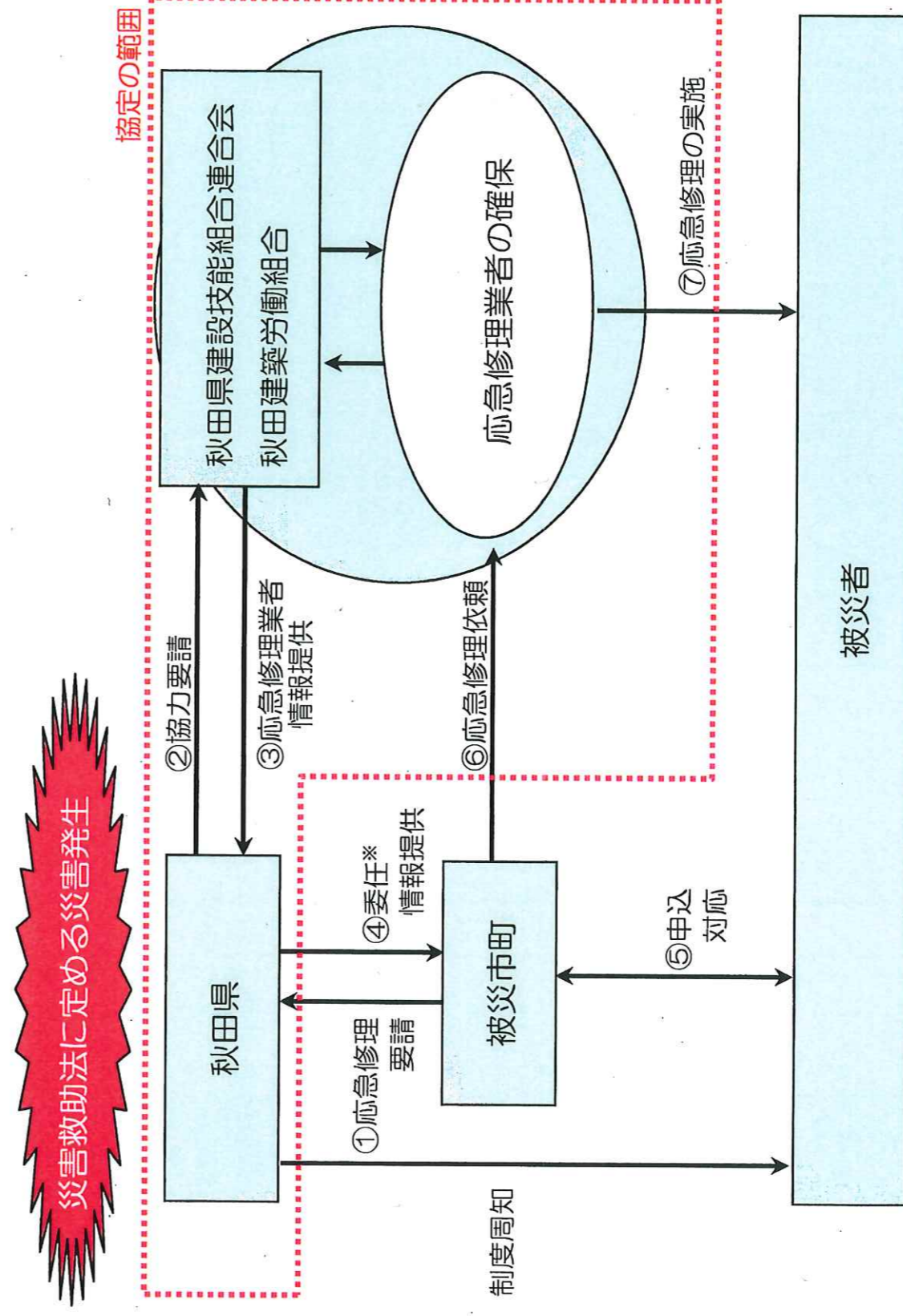
災害時における被災住宅の応急修理（※参考）に関して、秋田県が秋田県建設技能組合連合会及び秋田建築労働組合に協力を求めるにあたって必要な事項を定め、災害時の円滑な対応に備えることを目的とする。

## 2 協定の内容

災害時に、秋田県建設技能組合連合会及び秋田建築労働組合は、県からの要請にもとづき、以下の協力を行う。

- (1) 対応に必要な応急修理業者の確保に最大限努め、その情報を県に提供する。
- (2) 情報提供された応急修理業者は、依頼にもとづき応急修理を行う。

## 3 被災住宅の応急修理と協定の全体像



### (参考) 被災住宅の応急修理とは

災害救助法第23条第1項に規定する「救助」のひとつであり、災害のため住家が半壊又は半焼し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者に対して、必要最小限の修理を行うもの。